

2020年6月18日

各位

株式会社 関西みらい銀行

滋賀、京都地域への「17時まで営業」店舗の拡大について

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行（社長 菅 哲哉）は、お客さまの利便性向上を目的に、2020年7月6日（月）より、一部の店舗で窓口営業時間を変更し、「17時まで営業」店舗を拡大しますのでお知らせいたします。

現在、大阪府、兵庫県、奈良県下の店舗*で実施している平日窓口の「17時まで営業」を滋賀県、京都府下の一部店舗に拡大します。これにより「17時まで営業」店舗は207店舗となり、りそなグループの店舗ネットワークとあわせて、お客さまにはより便利にご利用いただけます。

※一部の店舗を除きます。

今後も、関西みらい銀行はお客さまの利便性向上に努めてまいります。

【「17時まで営業」店舗拡大の概要】

実施日	2020年7月6日（月）			
対象店舗	以下の13店舗			
	<table border="1"><tr><td>滋賀県</td><td>安曇川支店、堅田支店、草津支店、甲西支店、瀬田駅前支店、長浜支店、八幡駅前支店、彦根支店、びわこ営業部、水口支店、守山支店、八日市支店</td></tr><tr><td>京都府</td><td>京都支店</td></tr></table>	滋賀県	安曇川支店、堅田支店、草津支店、甲西支店、瀬田駅前支店、長浜支店、八幡駅前支店、彦根支店、びわこ営業部、水口支店、守山支店、八日市支店	京都府
滋賀県	安曇川支店、堅田支店、草津支店、甲西支店、瀬田駅前支店、長浜支店、八幡駅前支店、彦根支店、びわこ営業部、水口支店、守山支店、八日市支店			
京都府	京都支店			
営業時間	(変更前) 平日 9:00 ~ 15:00 (変更後) 平日 9:00 ~ 17:00			
15:00~17:00のお取扱業務	<table border="1"><tr><td>公共料金、各種税金納付、両替を除く通常業務</td></tr><tr><td>・現金のご入金、ご出金、口座開設、口座解約 ・住所変更、氏名変更、改印等の変更届 ・通帳繰越(ATM不可のもの)、キャッシュカードの生体認証登録 ・各種資産運用のご相談 ・住宅ローンのご相談 など</td></tr></table>	公共料金、各種税金納付、両替を除く通常業務	・現金のご入金、ご出金、口座開設、口座解約 ・住所変更、氏名変更、改印等の変更届 ・通帳繰越(ATM不可のもの)、キャッシュカードの生体認証登録 ・各種資産運用のご相談 ・住宅ローンのご相談 など	
	公共料金、各種税金納付、両替を除く通常業務			
・現金のご入金、ご出金、口座開設、口座解約 ・住所変更、氏名変更、改印等の変更届 ・通帳繰越(ATM不可のもの)、キャッシュカードの生体認証登録 ・各種資産運用のご相談 ・住宅ローンのご相談 など				
	※15:00 から 17:00 までの間は、ご両替、公共料金、各種税金等のお取り扱いはいたしておりません。あらかじめご了承ください。			

以上